

## 民法 Chapter 26

Date

/

Date

/

Date

/



債権譲渡に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 債権譲渡がなされた場合、債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。
- 2 譲渡制限特約付債権の譲渡があった場合、当該債権の譲受人が当該特約の存在について悪意又は重過失であったとしても、債務者は債務の履行を拒絶することができない。
- 3 譲渡制限特約付債権の差押えがあった場合、当該債権を差し押さえた者が、当該特約の存在について悪意又は重過失であった譲受人の債権者であったとしても、債務者は債務の履行を拒絶することができない。
- 4 債権が二重に譲渡され、いずれについても確定日付ある通知がなされている場合、譲受人相互間の優劣は、通知に付された確定日付の先後によって決められる。
- 5 同一の債権について、確定日付のある2通の譲渡通知が同時に債務者に到達した場合、各譲受人は債務者に対し、全額の弁済を請求することはできず、それぞれが譲り受けた債権額の割合に応じた額のみを請求することができる。

正解

1

## 〔債権譲渡〕 債権譲渡

## 1 妥当である

債務者は、対抗要件具備時までには譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる（民法468条1項）。

## 2 妥当でない

当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（「譲渡制限の意思表示」）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない（民法466条2項）。この規定は、譲渡制限契約がされたとしても、これによって債権譲渡の効力は妨げられないことを示したものである。もっとも、譲渡制限の意思表示をした場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる（同条3項）。この規定は、同条2項の例外として、悪意・重過失の第三者（譲受人など）に対して、①債務者は譲渡制限特約を主張して履行を拒絶することができること、②債務者は譲渡人に対する弁済、相殺その他の債権消滅事由をもって対抗することができること等を示したものである。したがって、当該債権の譲受人が当該特約の存在について悪意又は重過失であったときには、債務者は債務の履行を拒絶することができる。

## 3 妥当でない

民法466条3項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない（同法466条の4第1項）。この規定は、譲渡制限特約により差押禁止財産を作り出すことはできないという判例法理（最判昭45.4.10）を明文化したものである。

もっとも、譲受人その他の第三者が譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった場合において、その債権者が同項の債権に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって差押債権者に対抗することができる（同条2項）。

この規定は、譲渡制限特約のある債権を差し押さえたのが、**悪意・重過失の譲受人の債権者であった場合は**、債務者はその債務の履行を拒むことができるし、譲渡人に対する弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって対抗することができるとするものである。したがって、当該債権を差し押さえた者が、当該**特約の存在について悪意又は重過失であった譲受人の債権者であったときには**、債務者は債務の履行を拒絶することができる。

#### 4 妥当でない

債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない（民法467条1項）。そして、この通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない（同条2項）。本肢のように、債権が二重に譲渡され、**いずれについても確定日付ある通知がなされている場合**、譲受人相互間の優劣関係をどのように決すべきかについて、判例は、譲受人相互の間の優劣は、通知又は承諾に付された確定日付の先後によって定めるべきではなく、**確定日付ある通知が債務者に到達した日時又は確定日付ある債務者の承諾の日時の先後によって決すべきである**としている（最判昭49.3.7）。

#### 5 妥当でない

判例は、債権が**二重に譲渡され、確定日付のある各譲渡通知が同時に債務者に到達したときは**、各譲受人は、債務者に対しそれぞれの譲受債権についてその**全額の弁済を請求することができ**、譲受人の1人から弁済の請求を受けた債務者は、他の譲受人に対する弁済その他の債務消滅事由がない限り、単に同順位の譲受人が他に存在することを理由として弁済の責めを免れることはできないとしている（最判昭55.1.11）。

以上により、妥当なものは**肢1**であり、正解は**1**となる。